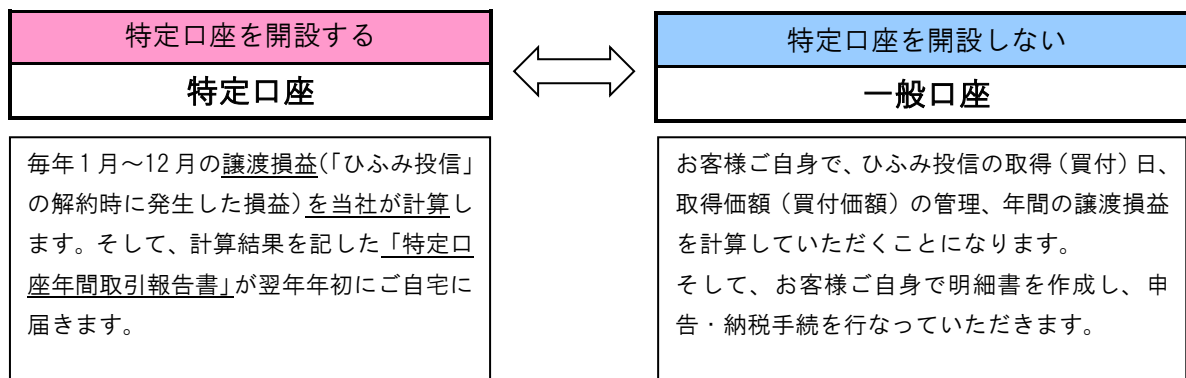


特定口座とは？

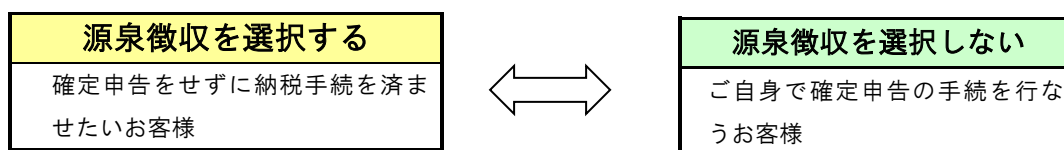
投資信託や上場株式の売買益に対する課税について、お客様の確定申告に係る事務負担を軽減するために導入された制度です。

本来、上場株式や投資信託を売却（解約を含みます。）した際には、お客様自身で1年間の損益を計算して、利益があればお客様が確定申告・納税を行なう必要があります（確定申告時期は翌年2月中旬～3月中旬）。

①「特定口座を開設する」・「特定口座を開設しない」のいずれかをお選びください。



② 特定口座を開設する場合、税金の徴収方法をご選択ください。



A: 「源泉徴収を選択する」

- 解約のつど、年初から通算した損益が計算され、利益（譲渡益）に対する税金が当社で徴収されてお客様に代わって税務署に納められます。
（損失が出た場合には、超過徴収された金額がお客様に還付されます。）
- 収益分配金（普通分配金※）が支払われた場合、特定口座へ受け入れて特定口座内の譲渡損失と通算できます。（分配金から源泉徴収された税金が還付されます。）

※普通分配金につきましては、8ページをご参照ください。

▼
確定申告を不要とすることができます。

ただし、他社の取引で生じた譲渡損益や分配金・配当金と通算する場合は確定申告が必要です。

B: 「源泉徴収を選択しない」

損益計算は当社で行ないますが、年間を通じて利益が発生した場合の納税は、お客様自身に行なっていただきます。

特定口座（2種類）の開設の有無による違い

特定口座を開設されない場合、「一般口座」での取り扱いになります。

	特定口座		一般口座
	A：源泉徴収を選択する	B：源泉徴収を選択しない	
年間の損益計算	不要（当社が計算）		お客様ご自身で計算が必要
解約時の利益に対する税金	当社が徴収して納税 (取引の都度、当社が税額を計算します)	納税はお客様が行なう	
分配金と解約損の通算	特定口座内で通算 (普通分配金から源泉徴収された税金が、翌年年初に還付されます。)	通算可能 (確定申告が必要です)	
年間取引報告書	交付される		交付されません
確定申告	原則不要	必要 (年間の解約を通じて利益が出た場合)	
	※ 1年間(1月1日～12月31日受渡)の売買損益(譲渡損益)を合計した結果、損失が残った場合には、その損失金額を翌年以降3年間にわたり繰り越すことができます。この場合には確定申告が必要です。		
	※ 他社取引の売買損益(譲渡損益)と通算される場合には、確定申告が必要です。当社で交付する「特定口座年間取引報告書」があれば、比較的簡単に手続きができます。	※ 他社取引の売買損益(譲渡損益)と通算される場合には、確定申告が必要です。	
メリット	お取引のつど、当社が税金を徴収し、お客様の代わりに税務署に納めます。 原則として、お客様は確定申告が不要 となります。	当社で年間取引報告書を作成いたしますので、 お客様の確定申告は簡単になります。	
こんな方におすすめ	・できるだけ確定申告の手続をしたくない。 ・損をした時だけ確定申告したい。	・他社取引と損益通算をしたい。 ・確定申告の事務負担を軽減したい。	・他社取引と損益通算をしたい。 ・損益計算はご自身で行ないたい。

上記はあくまでもご参考であり、最終的なご選択はお客様自身でご判断くださいますようお願いいたします。

【ご注意事項】

- ・ 当社では、特定口座を開設した後の買付けは、原則としてすべて特定口座で行なわれます。
- ・ 特定口座を開設する前に一般口座で買った「ひふみ投信」は、特定口座を開設しても一般口座で管理されます。

法令上、現在一般口座の残高を特定口座へ移動させることはできません。
取得単価は一般口座と特定口座で別々に管理されますので、ご注意ください。

- ・ 「源泉徴収を選択する」特定口座を通じて「ひふみ投信」を解約する際、受け取る金額を指定した注文は出来ません。

当社では、解約金額と取得価額を比較して損益を計算してから、所得税・地方税の徴収や還付を行ないます。
このため、税金が徴収された場合には、解約注文時に指定された金額と異なる金額が送金されることがあります。

特定口座の開設方法

特定口座は総合取引口座申込書に兼ねている「特定口座開設届出書」の欄で、設定ができます。特定口座の開設や管理費は無料です。

「ひふみ投信」を解約した際に利益がでる場合、利益に対する税金の源泉徴収を「選択する」・「選択しない」のいずれにするか、ご選択ください。法令上、特定口座の開設には個人番号確認書類・本人確認書類のご提出が必要ですが、総合取引口座と同時に申込みをなさる場合、兼用ができます。

【ご注意事項】

- ・ 特定口座は金融機関ごとに管理が行なわれています。他社取引での売買損益（譲渡損益）留意と通算される場合には、「源泉徴収を選択する」特定口座をご利用であっても、ご自身での確定申告が必要です。
- ・ 「損失の繰越控除の特例」を利用される場合には、「源泉徴収を選択する」特定口座をご利用であっても、ご自身での確定申告が必要です。
- ・ 特定口座の「源泉徴収を選択する」・「源泉徴収を選択しない」は、年毎に変更ができます。なお、一度でも「ひふみ投信」を解約されたり、分配金を受け取った場合、その年は変更ができませんのでご注意ください。